

特定非営利活動（NPO）法人 J C P F P

会員倫理規程

- 第1条 会員は、本法人の定款に従い、消費者の利益を最大限に求め、遵法精神に基づく適切な業務を提供しなければならない。
- 第2条 会員は、資格や許認可が必要とされる業務については、法で定める資格や許認可を得ることなく、その業務を行ってはならない。
- 第3条 会員は、資格や許認可が必要とされる業務について、法で定める資格や許認可を有するものとパートナーシップを交わし、かかる業務に対応しなければならない。
- 第4条 会員は、消費者を保護するため、ファイナンシャルプランニングについて常に専門的な知識の修得と実務能力の研鑽に努めなければならない。
- 第5条 会員は、業務上知り得た消費者のプライバシーを守秘し、ファイナンシャルプランニングの専門家として誠実に業務に当たらなければならない。
- 第6条 会員は、消費者に対して、自己の業務が本法人を代理或いは代弁しているかのような印象を与えてはならない。
- 第7条 会員は、消費者に対して、自己の業務は、自己の責任において遂行している旨を伝え、本法人が何ら責任を持つような印象を与えてはならない。
- 第8条 会員は、本協議会及び他の会員の信用を傷つけたり、不名誉となるような行為を行ってはならない。
- 第9条 会員は、本法人が定めた会費などの負担金を、本法人に支払わなければならない。
- 第10条 会員は、本規程及びその他の本法人が定める規程や規則を誠実に遵守し、また他の会員との交流に努め、本法人の成長・発展に寄与しなければならない。